

2023年2月28日

各 位

上場会社名 東 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役専務執行役員 藪下貴弘
(コード番号 1890 東証プライム)

Yamauchi-No. 10 Family Office らに対する書簡送付に関するお知らせ

当社取締役会は、合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office 及び株式会社 KITE(以下「YFO ら」といいます。)による当社の完全子会社化に関する提案について、協議を重ねて検討を行ってきておりますが、上記提案には、当社の個別の事業領域や課題に関する優位性を備えた具体的な施策が不足しており、また、当社の企業価値に関する定量的な分析が示されていないため、当社取締役会が十分な検討を行うことが困難であることから、YFO らに対して、これらの情報の提示を繰り返し依頼してきました。しかしながら、本日時点において未だにこれらの情報の提示を受けておりません。

当社取締役会は、既に提供を受けている情報に限定してでも、上記提案についての検討を可能な限り進めることを決定し、特別委員会を設置しましたが、他方で、YFO らに対しては、引き続き、情報提供を要請しております。

このような状況について、当社株主の皆様に対して適切な情報提供を行うべく、2023年1月24日付け当社プレスリリースに引き続き、当社が YFO らに対して直近で送付した書簡2通を、別紙のとおり公表いたします。

当社取締役会は、引き続き、公正な手続に従って、上記提案に関する検討を真摯に行ってまいります。

記

別紙1： 当社取締役会から YFO らへの 2023年2月3日付け「具体的な企業価値向上策に基づく定量的分析の提示に関する再度のお願い」

別紙2： 当社取締役会から YFO らへの 2023年2月20日付け「当社取締役会への情報提示のお願い及び貴社らの 2023年2月15日付け書簡について」

以 上

別紙 1

2023年2月3日

合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office

代表社員 山内 万丈 様

最高投資責任者 村上 皓亮 様

東洋建設株式会社

取締役会議長

代表取締役社長

武澤 恭司

具体的な企業価値向上策に基づく定量的分析の提示に関する再度のお願い

当社取締役会は、当社の2023年1月13日付け書簡及び同年1月23日付け書簡に記載の通り、同年1月10日に開催した取締役会において、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析を貴社らから提示して頂きたい旨を決議しました。当社は、当該決議に従い、上記書簡により、貴社らに対してこれらの各事項のご提示をお願いしました。しかしながら、貴社らからは「経営方針・企業価値向上策（案） 貴社個別の課題に対する戦略的施策及び価値創出プランにより想定される企業価値へのインパクト」と称する企業価値向上策を同年1月24日に受領したものの、本日時点において、当社取締役会が、貴社らの企業価値向上策を定量的に評価するため、また、貴社らの企業価値向上策が当社の財務体質・キャッシュフローに及ぼす影響や、貴社らが提案する超長期的視野に基づく柔軟な大型投資に関する投資計画の具体的内容を評価するために必要と考える、貴社らの想定投資期間における各期の①貸借対照表、②損益計算書、及び、③買収資金の調達・返済・回収、設備投資、M&A 投資等の投資計画とそのため資金調達も含めたキャッシュフロー計算書の見込みにつきましては、未だご提示を受けていません。当社取締役会としては、貴社らからこれら各事項をご提示頂いた後、速やかに貴社らと当社取締役会との面談を設定させて頂き、その結果も踏まえた上で、貴社らによる買収提案に賛同するか否かを判断する予定です。貴社らからのこれら各事項のご提示がない限りこのプロセスが進められませんので、当社取締役会は、貴社らに対して、改めて、これら各事項をご提示頂くよう重ねてお願い致します。

当社取締役会としては、貴社らからこれらをご提示頂いた後、速やかに当社取締役会との面談を設定させて頂く所存に変わりはありません。

以 上

別紙 2

2023 年 2 月 20 日

合同会社 Yamauchi-No. 10 Family Office

代表社員 山内 万丈 様

最高投資責任者 村上 皓亮 様

東洋建設株式会社

取締役会議長

代表取締役社長

武澤 恭司

当社取締役会への情報提示のお願い及び貴社らの 2023 年 2 月 15 日付け書簡について

本年 1 月 13 日付けの貴社ら宛て書簡等でご説明しているとおり、当社取締役会は、本年 1 月 10 日、より具体的な施策を含む当社の企業価値向上策及びそれに基づく当社企業価値に関する定量的な分析を提示頂きたい旨を決議し、貴社らにその提示を依頼しました。当社取締役会は、貴社らからこれらの情報の提示を受けた後、速やかに貴社らとの面談を設定する予定ですが、未だその提示を受けられていません。このような状況を踏まえ、当社取締役会は、本年 2 月 14 日、貴社らから既に提供を受けている情報に限定してでも、貴社らの提案についての検討を可能な限り進めることを決定しましたが、当該決定により貴社らに対する上記依頼を取り下げたものではありません。

つきましては、引き続き、当社取締役会との面談を含めた当社検討を進めるに際して、当社の依頼に沿って情報の提示を進められますようお願い申し上げます。

また、貴社らは、本年 2 月 16 日付けのプレスリリースにて、当社特別委員会の各委員個人に対して、何ら具体的・合理的な根拠もなく、誤った事実認識による憶測に基づいて一方的に批判を行い、当社特別委員会の構成が不適切である旨を述べられておりますが、これは当社特別委員会の各委員に不当な圧力を与えて貴社らの提案に関する検討及び評価を萎縮させようとするものであると言わざるを得ません。貴社らのこのような行為は、昨年 6 月の当社株主総会において各独立社外取締役を選任された当社株主の皆様の意思を軽視するものであるとともに、貴社らの提案の公正な検討プロセスを阻害するものであって、企業買収を行おうとする者が公表する内容として極めて問題のあるものですので、当社取締役会として、ここに厳重に抗議致します。公正な手続に従って貴社らの提案を検討させて頂くために、今後、当社特別委員会における手続に協力をして頂くようお願い致します。

なお、貴社らの本年 2 月 15 日付けの書簡には、事実に反する記載が多数見受けられますので、以下のとおりご連絡致します。

1. 当社取締役会による情報提供依頼について

当社は、2022年5月に貴社らから「東洋建設の経営方針・企業価値向上策(案)」のご提示を受けましたが、当社の個別の事業領域や課題に関する優位性を備えた具体的な施策が不足しており、また、当社の企業価値に関する定量的な分析が示されていなかったため、当社取締役会が十分な検討を行って貴社らの提案に賛同するか否かを判断することは困難でした。そのため、当社はその後一貫して、貴社らに対して当該判断に必要な情報のご提示をお願いしてきました。これに対して、貴社らからは、本年1月までの間に、2022年7月5日及び12月9日に追加情報の提供がありましたが、これを踏まえても、依然として、当社取締役会が上記判断を行うために必要な情報はご提供頂けておりません。

また、当社は、貴社らから、上記情報の提示を行うためには当社の非公開情報が必要であるとの要請を受け、同年9月以降、当社及び貴社らの事務局間の協議を通じて当該非公開情報の提供を行っていましたが、貴社らからの要請により同年10月中旬以降事務局間の協議は一方的に打ち切れ当社代表取締役社長と貴社ら代表との間のトップ面談に移行し、且つ、トップ面談は一定の期間に亘り複数回実施される予定だったため、貴社らから上記情報をご提示頂ける見込みは乏しくなりました。加えて、貴社らは、同年12月5日に最後のトップ面談が行われた後、同月13日、突如として、当社との間の秘密保持契約に違反して当社と貴社らとの間の交渉内容を公表されたため、それ以降、貴社らから上記情報の提供を受けることはもとより、当社と貴社らとの間の情報の授受さえもままならない状況に陥りました。

しかしながら、当社取締役会は、上記のような状況に陥ってもなお、当社の中長期的な企業価値ないし株主共同利益の最大化のためには、十分な情報を得た上で貴社らの提案に賛同するか否かを判断する必要があることから、本年1月、貴社らが要請した当社の非公開情報を貴社らに提供した上で、貴社らに対して、改めて、上記情報の提供をお願いした次第です。

貴社らは、本年1月の情報提供依頼のみを切り取って、「買収提案に賛同しないための上辺だけの理由を取り繕う目的」などと述べておりますが、そのような目的でないことは、上記の経緯からも明らかです。

2. 「当社の経営の基盤」が崩壊するリスクについて

当社が公共事業として入札手続を伴う工事や港湾・国防に関わる工事を安定的且つ継続的に受注できているのは、当社が、これらを受注するために不可欠な、法令遵守体制及び機密情報の厳重な管理体制を構築し運用してきたことや、これらの工事を実施するために協働する様々な関係者から厚い信頼を得て良好な関係を維持していることが大きな要因であり、これらの要因が損なわれた場合には、これらの工事への参画ができなくなるなど、「当社の経営の基盤」が崩壊するリスクがあることは、当社取締役会の共通認識です。

なお、貴社らは、当社取締役会が「当社の経営の基盤」の議論を用いて貴社らの提案の断

念を迫る戦略を採用し、その間、その他の検討を怠ったなどと主張されています。しかしながら、事務局間の協議において「当社の経営の基盤」のご説明を行うことは予め両社間で合意された事項であり、且つ、トップ面談に際しても、貴社ら代表からその説明を伺いたいと要請されたため、ご説明差し上げてきたものです。また、事務局間の協議では、あらかじめ両社間で進行方法や協議すべき事項を合意した上で、「当社の経営の基盤」のみならず、貴社らの事業概要や当社の事業計画に関する双方向の質疑応答、貴社らの提案の検討スケジュールについて協議を進めてきた事実を申し添えます。

また、当社取締役会は、貴社らから提供を受けた限定的な情報に基づき、これまでも継続して貴社らの提案について可能な限り真摯に検討を行ってきており、貴社らの主張は事実を歪曲するものと言わざるを得ません。

3. 貴社らから提供された情報の十分性について

貴社らは、「具体的な施策及び定量的なインパクトを含む資料」を既に当社に提供済みであり、当社取締役会が貴社らの提案について十分な検討を行うことは可能とお考えのようですが、繰り返し申し上げているとおり、当社取締役会としては、貴社らの企業価値向上策を定量的に評価し、また、貴社らの企業価値向上策が当社の財務体質・キャッシュフローに及ぼす影響や、貴社らが提案する超長期的視野に基づく柔軟な大型投資に関する投資計画の具体的内容を評価する必要があります。そのためには、貴社らの想定投資期間における各期の①貸借対照表、②損益計算書、及び、③買収資金の調達・返済・回収、設備投資、M&A 投資等の投資計画とそのための資金調達も含めたキャッシュフロー計算書の見込み等の情報が必要ですが、貴社らからは、未だにこれらの情報の一部（貴社ら企業価値向上プランによる当社営業利益額へのインパクトのみ）しかご提供頂けておりません

4. インフロニア HD に対する情報提供要請との比較について

貴社らは、当社取締役会が貴社らに対して提供を要請している情報と同程度の情報をインフロニア HD に対しても要請したのかを質問されていますが、当社は同社に対しても、その提案を評価するために必要な情報の提供を要請し、当該評価に十分な情報の提供を受けております。なお、当然ながら、貴社らとインフロニア HD の提案内容は同じではなく、また、当社とインフロニア HD とは、同社の完全子会社である前田建設工業と当社との間の20年以上に亘る資本業務提携関係の下、建設事業を営む会社としてそれぞれの強みを持つ事業を相互に活用する取組みを行ってきているのであり、当社と何ら取引関係や資本関係もなく、建設事業との関わりや当該事業を営む能力の有無も全く不明な貴社らとインフロニア HD とでは、当社との関係性も大きく異なることから、貴社らとインフロニア HD の提案の評価に必要な情報は同程度ではありません。

以上